

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方
 (意見募集期間：平成26年8月21日～同年9月22日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	株式会社NTTドコモ	<p>本訓令案は、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局等にも拡大するための「電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関連する告示案」を踏まえた審査基準の改正であり、新たな包括免許の対象が明確になるため本案に賛同いたします。</p> <p>今後の検討においては、「他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合」についても、所定の技術基準を満たす等の一定の条件の下、包括免許の対象としていただくことを希望いたします。</p> <p>また、将来の無線局数が増大することも想定されるため、免許手続きの簡素化の一案として、従来のフェムトセル基地局等に係る2号包括免許と同等の届出項目数・内容にすることを希望いたします。さらに、無線局毎の免許や包括免許ではなく周波数帯域免許を導入する等により、所定の技術基準を満たす無線局については、免許された周波数の範囲において自由に開設、運用できるなど、更なる手続きの簡素化・効率化を希望いたします。</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。なお、要望の点につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	ワイモバイル株式会社	<p>1. はじめに この度、「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>2. 当社の考え 今回の制度改正は、包括免許の適用のフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局等にも拡大するものであり、無線局免許手続の効率化に資する関係規定の整備であることから、適切であると考えます。</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>